

荒尾市大島浄化センター等運転管理業務委託

業務要求水準書

令和3年6月25日

荒尾市企業局

目 次

第1章 総則.....	1
1. 本書の位置づけ	1
2. 用語の定義	1
第2章 基本事項	2
1. 事業概要	2
2. 本事業実施にあたっての留意事項.....	3
3. 関係法令等	4
4. 本事業の対象施設の処理水量等の実績.....	5
5. 本事業の一般事項	6
6. 有資格者の配置について	7
第3章 業務書類作成に係る要求水準.....	8
1. 業務実施計画書等	8
2. 業務報告書等.....	10
3. 緊急時・災害時対応支援マニュアル	11
第4章 運転管理業務に係る要求水準.....	12
1. 運転操作及び監視業務	12
2. 水質試験業務.....	13
3. 物品調達管理業務	14
第5章 保全管理業務に係る要求水準.....	15
1. 保守点検業務.....	15
2. 法定検査	16
3. 修繕業務	16
4. 施設情報システムへの入力業務	17
第6章 緊急時・災害時対応業務に係る要求水準	18
1. 緊急時対応業務	18
2. 災害時対応支援業務.....	18
第7章 対象施設の機能等の確認及び引継業務に係る要求水準	19
1. 事業開始前の対象施設の機能等の確認.....	19
2. 事業終了時の対象施設の機能等の確認.....	19
3. 事業の引継業務	19
第8章 その他業務に係る要求水準	20
1. 清掃	20
2. 施設見学者への案内に関する業務.....	20
3. インターンシップ実習生への実習内容の指導業務	20
4. 上下水道展等のイベントへの人員協力業務	20

5. 海洋調査補助業務 20

別紙1 対象施設の詳細

別紙2 廃棄物の発生場所と種類

別紙3 水質試験等項目

別紙4 市からの貸与品

別紙5 薬品、電力量及び重油使用量実績

別紙6 自家用電気工作物保安管理

別紙7 雨水ゲート等の点検

別紙8 除草範囲

第1章 総則

1. 本書の位置づけ

本業務要求水準書は、荒尾市大島浄化センター等運転管理業務委託（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、荒尾市（以下、「市」という。）が要求する水準を示すものである。

2. 用語の定義

本業務要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ・「事業者」とは、本事業に関して募集要項に従い応募し、選定され、市と業務委託契約を締結した民間事業者をいう。
- ・「災害時」とは、天災その他自然的な事象による不可抗力（地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨又は土砂崩落等）をいう。
- ・「緊急時」とは、停電、薬品の漏洩、機器の破損、場内配管の漏洩・破損、異常増水、水質異常等をいう。
- ・「遵守基準」とは、市が求める基準であり、日常の施設運転において実施する測定及び法定検査における各回測定値が満足すべき基準をいう。
- ・「季別運転」とは、荒尾市大島浄化センターの放流先である有明海において実施しているノリなどの養殖のために下水処理中の栄養塩類（窒素やりん）濃度を上げるために行う硝化を抑制した運転をいう。
- ・「修繕」とは、改築（更新及び長寿命化を含む）に該当せず、施設の老朽化、劣化、損傷、故障や部品の消耗等に対して、機能を維持させるために行う措置をいう。
- ・「ストックマネジメント計画」とは、下水道施設の点検、調査、修繕、改築等を一体的に捉えて計画的かつ効率的にマネジメントするために市が策定する計画をいう。

第2章 基本事項

1. 事業概要

(1) 事業名称

荒尾市大島浄化センター等運転管理業務委託

(2) 本事業の目的

下水道は市民生活において、止めることのできない重要なインフラであり、建設から維持管理時代に移行した今、終末処理場等の運転管理業務は非常に重要である。

現在、全国的に人口減少や節水意識の向上などにより、水需要の低下による料金収入が伸び悩む中、荒尾市の下水道施設は、供用開始から汚水処理施設は35年以上、雨水排除施設は45年以上経過し、老朽化対策や地震や豪雨といった自然災害に対する備えも急務と捉えるとともに、これらを管理していく市技術職員の減少や技術の継承も重要課題である。

これらの課題解決に向けた一環として、これまでも荒尾市大島浄化センターの運転管理業務については雨水排除施設と併せ包括的に委託を行ってきたが、本事業は、より一層の民間ノウハウによる経済性も持った業務効率化を目指し、サービス水準の向上を図るものである。

(3) 対象業務及び対象施設

1) 本事業の対象業務

- ・業務書類作成
- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・緊急時・災害時対応業務
- ・対象施設の機能等の確認及び引継業務
- ・その他業務 等

2) 本事業の対象施設（詳細は別紙1に示す。）

<荒尾市大島浄化センター・併設雨水ポンプ場>

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 名 称 | ： 荒尾市大島浄化センター |
| 所 在 地 | ： 大島町4丁目及び新四ツ山 |
| 処理方式 | ： 標準活性汚泥法 |
| 処理能力 | ： 晴天日最大 16,650m ³ /日（既設） |
| 名 称 | ： 併設雨水ポンプ場 |
| 所 在 地 | ： 大島町4丁目及び新四ツ山 |

揚水量：雨天時最大 459m³/分（既設）

<大島雨水ポンプ場>

名称：大島雨水ポンプ場

所在地：大島字南新地

揚水量：雨天時最大 180m³/分（既設）

<西原雨水ポンプ場>

名称：西原雨水ポンプ場

所在地：西原町1丁目

揚水量：雨天時最大 94m³/分（既設）

(4) 事業期間

事業期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとし、契約日から事業開始の前日までを事業引継ぎ期間とする。

2. 本事業実施にあたっての留意事項

(1) 実施体制

事業者は、本事業を履行するための総括責任者及び副総括責任者を配置する。総括責任者及び副総括責任者は下水道法施行令第15条第3項で定める有資格者であり、本事業を総括する任に当たる能力を有すること。また、市の求める要求水準を満たし、安定的かつ適切な方法を用いて事業を遂行するため、本事業実施に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置すること。

(2) 業務の再委託

対象業務のうち、次に示す主たる業務は、事業者が直接業務を行うこととする。その他の業務については、市の承認を得たうえで、事業者が第三者に再委託して実施することができるものとする。

- ・業務書類の作成業務
- ・対象施設の運転、監視、データ管理及び諸記録
- ・対象施設からの警報発報時の対応
- ・対象施設の点検、諸記録
- ・緊急時・災害時対応
- ・雨水ポンプ場等の対応
- ・重故障時における対応

- ・対象施設の機能等の確認及び引継業務

(3) 地球温暖化の防止及び省エネルギーの推進

事業者は、市の節電対策に基づき、使用電力の抑制に努めること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号、その後の改正を含む）、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成 22 年 3 月 26 日熊本県条例第 16 号、その後の改正を含む）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号、その後の改正を含む）に基づき、地球温暖化の防止及び省エネルギーを推進すること。

3. 関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり下記の関係法令・条例等を遵守すること。

- ・ 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- ・ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年法律第 306 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ・ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ・ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ その他関連法令・施行規則（市条例）等

4. 本事業の対象施設の処理水量等の実績

(1) 荒尾市大島浄化センターの流入水量及び水質実績

荒尾市大島浄化センターの過去6年間の流入水量及び水質試験の実績値を以下に示す。

表 2-1 荒尾市大島浄化センターの過去6年間の流入水量及び水質

項目	実績						
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	
年間流入水量 (m ³ /年)	4,055,811	4,273,453	4,140,012	4,109,198	3,779,019	3,953,505	
日平均流入水量 (m ³ /日)	11,081	11,708	11,342	11,258	10,325	10,832	
晴天時最大流入水量 (m ³ /日)	11,976	12,553	12,352	15,034	11,915	11,065	
日最小流入水量 (m ³ /日)	8,890	9,326	9,040	9,553	8,365	8,319	
年間汚泥処理投入量 (m ³ /年)	77,632	79,934	73,754	81,838	87,504	89,995	
年間ケーキ搬出量 (t/年)	2,581.3	2,652.9	2,362.3	2,398.1	2,323.5	2,338.2	
ベルト型ろ過濃縮機用 高分子凝集剤 (kg/年) 【TC-390R】	2,463	2,487	3,305	3,468	3,060	3,153	
ベルトプレス脱水機用 高分子凝集剤 (kg/年) 【MP-173A】	1,506	-	-	-	-	-	
遠心脱水機用 (粉末) 高分子凝集剤 (kg/年) 【TC-391P】	-	609	2,626	2,675	1,865	2,339	
(液体) 【TC-86L】	-	488	2,101	2,108	1,457	1,872	
スクリュープレス脱水機用 (粉末) 高分子凝集剤 (kg/年) 【TC-391P】	3,576	4,141	675	485	1,619	669	
(液体) 【TC-86L】	1,977	2,632	497	408	928	406	
下水流入水質	pH (-)	7.4 (7.1~7.6)	7.4 (7.2~7.6)	7.4 (7.2~7.6)	7.4 (7.1~7.9)	7.4 (7.1~7.5)	7.3 (7.2~7.4)
	BOD (mg/L)	221 (98.0~418)	144 (81.2~212)	150 (93.0~222)	184 (134~239)	159 (104~248)	148 (87~218)
	COD (mg/L)	121 (69.8~244)	109 (76.7~161)	107 (77.4~147)	106 (85.7~138)	105 (80.7~146)	98 (55.1~150)
	SS (mg/L)	251 (90.0~647)	164 (83.3~243)	162 (100~263)	181 (120~270)	172 (110~277)	139 (43~267)
	T-N (mg/L)	38.50 (32.20~49.00)	35.64 (25.90~46.90)	33.37 (27.30~40.60)	33.89 (25.90~37.80)	36.63 (33.60~41.65)	36.36 (32.90~42.20)
	T-P (mg/L)	8.19 (6.38~10.46)	6.66 (5.14~9.05)	7.12 (5.45~9.02)	6.88 (4.58~8.14)	6.69 (4.06~9.41)	6.29 (4.90~8.62)
	放流水質	pH (-)	7.0	7.1	7.1	7.2	7.0
BOD (mg/L)		4.8	3.8	4.2	5.5	2.7	3.2
COD (mg/L)		12.1	12.9	12.4	12.0	11.7	11.4
SS (mg/L)		4.2	4.7	4.1	5.3	3.5	2.6
T-N (mg/L)		12.98	15.87	14.79	15.58	13.31	11.92
T-P (mg/L)		0.53	0.59	0.98	1.04	0.48	0.49
大腸菌群数 (個/mL)		75	70	71	190	45	40

※年間汚泥処理投入量とは、ベルト型ろ過濃縮機へ供給される最初沈殿池からの引抜汚泥量と最終沈殿池からの余剰汚泥量を合計した年間の値である。

※カッコ内は最小値、最大値である

※平成29年度より最初沈殿池の運転方法を変更したため、年間汚泥処理投入量が増加傾向にある。

※平成27年度まではベルトプレス脱水機とスクリュープレス脱水機を使用していたが、平成28年度からは遠心脱水機とスクリュープレス脱水機を使用している。

(2) 桜山浄化センターの流入水量実績

荒尾市大島浄化センターは、事業期間中の令和5年度より桜山浄化センターと統廃合する予定である。ここでは、統合する桜山浄化センターの過去6年間の流入水量の実績値を以下に示す。

表 2-2 荒尾市桜山浄化センターの過去6年間の流入水量

年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
年間流入水量 (m ³ / 年)	336,973	357,006	357,628	354,753	354,532	385,902
日平均流入水量 (m ³ / 日)	921	978	980	972	968	1,057
晴天時最大流入水量 (m ³ / 日)	1,643	1,196	1,208	1,207	1,269	1,282
日最小流入水量 (m ³ / 日)	641	625	581	591	567	605
年間汚泥処理投入量 (m ³ / 年)	5,652	5,670	5,652	5,670	5,724	5,706
年間ケーキ搬出量 (t / 年)	83.2	84.2	88.2	85.5	72.8	63.6
高分子凝集剤 (kg / 年)	435.0	521.0	561.0	550.0	499.0	428.0

(3) 雨水ポンプ場の稼働実績

雨水ポンプ場（併設雨水ポンプ場、大島雨水ポンプ場及び西原雨水ポンプ場）の過去6年間の稼働実績値を以下に示す。

表 2-3 雨水ポンプ場の過去6年間の稼働実績

年度		H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	
年間稼働時間	併設雨水ポンプ場 (h/年)	No.1	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.52
		No.2	0.65	0.71	0.24	0.16	0.22	0.52
		No.3	14.59	22.84	8.37	9.56	11.18	37.17
		No.4	16.69	16.02	5.86	9.39	8.59	25.48
	大島雨水ポンプ場 (h/年)	No.1	59.9	62.2	19.9	39.4	134.6	79.3
		No.2	42.5	52.7	27.8	39.1	149.1	89.2
	西原雨水ポンプ場 (h/年)	No.1	14.6	20.7	7.5	11.6	3.6	43.4
		No.2	11.3	17.0	6.6	10.2	14.1	42.2
降雨量	年間総降雨量 (mm)	1,867.5	1,959	1,466.9	1,607	1,459.5	2,434	
	月当たり最大降雨量 (mm)	382.5	553.5	374.5	386.5	394.0	1,127.0	

5. 本事業の一般事項

(1) 安全衛生管理

- ・事業者は、安全衛生管理には十分な注意を払い、作業環境の維持に努め、安全かつ安定的に維持管理を実施すること。
- ・事業者は従業員に対し、必要な教育、訓練等を行い安全・衛生の確保に努めること。

- ・事業者は、業務履行にあたり電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気及び可燃性ガス等に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び従業員の配置を行い、危険防止に努めること。
- ・事業者は従業員に対し、業務履行で使用する、薬品について、緊急時・災害時の対応及び適切な使用方法を周知すること。
- ・事業者は、業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに市に連絡すると共に、市の指示に従うものとする。
- ・恒久的な安全対策は、市と事業者の両者協議のうえ講じるものとする。
- ・事業者は、火元責任者を定め、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努め、従業員に対し火災防止のために必要な訓練等を定期的に行うこと。
- ・事業者は、業務場所を常に清潔に保つとともに、整理整頓に努めること。

(2) 盗難の防止

事業者は、現場における設備機器、備品、工具、薬品等の盗難及び不法侵入者を防止するため施錠を確実にし、異常を発見した場合は、直ちに市に報告すること。

(3) 事務室の使用

市は、事業期間中、業務処理に必要な事務室を貸与するが、事業者の責任で汚損等があった場合には、事業者の費用で直ちに修復すること。

6. 有資格者の配置について

事業者は、事故及び故障が発生しないよう維持管理体制を確立し、本事業の実施に必要な次の有資格者を選任・配置しなければならない。

- ・下水道法施行令第15条第3項の有資格者
- ・第3種電気主任技術者
- ・第2種電気工事士
- ・危険物取扱者乙種4類
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者
- ・特定化学物質等作業主任者
- ・玉掛技能講習修了者
- ・有機溶剤作業主任者
- ・クレーン・デリック運転士又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- ・ガス溶接技能講習
- ・アーク溶接特別教育
- ・その他法令で定められた資格

第3章 業務書類作成に係る要求水準

事業者は、下記の業務書類を作成し、定められた提出期限までに市に提出すること。

1. 業務実施計画書等

表 3-1 業務実施計画書等の構成

名称	対象期間	提出期限
事業実施計画書	5年間	事業開始の30日前
業務実施計画書	年間業務 実施計画書	1年間 各年度の業務開始日の14日前 (令和4年度分は、事業引継ぎ期間中に作成し、事業開始の14日前に提出)
	月間業務 実施計画書	1か月間 各月の業務開始日の7日前 (令和4年4月分は、事業引継ぎ期間中に作成し、事業開始の7日前に提出)
要修繕設備一覧	1年間	各年度の8月末

(1) 事業実施計画書

事業期間を通じた基本的な維持管理計画であり、以下の事項を記載すること。

- ・実施方針
- ・人員体制
- ・安全管理体制
- ・薬品、燃料、電気、水道等の調達、使用の方法
- ・運転管理計画
- ・保全管理計画
- ・緊急時・災害時への対応
- ・その他の提案

(2) 年間業務実施計画書

年間を通じた基本的事項、業務、日程等を把握できるように以下の内容を記載すること。

1) 運転管理計画（水処理施設及び汚泥処理施設）

- ・年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
- ・組織、人員の配置と氏名（経験及び資格、下請け関係を含む。）
- ・危機管理における連絡先の確認
- ・その他必要事項

- 2) 水質管理計画
 - ・放流水質管理目標
 - ・水質試験等の日程等
 - ・その他必要事項
- 3) 保全管理計画
 - ・日常点検、定期点検の日程、内容等
 - ・重点点検機器や箇所
 - ・保守点検結果の記録方法
 - ・修繕計画
 - ・修繕内容の記録方法
 - ・発見された不具合に対する対応等の計画
 - ・その他必要事項
- 4) 脱水汚泥及びし渣・沈砂搬出計画
 - ・脱水汚泥及びし渣・沈砂搬出の日程及び想定量
 - ・その他必要事項

(3) 月間業務実施計画書

月間業務実施計画は、以下の内容について日単位で把握できるよう作成すること。

- 1) 運転管理計画（水処理施設及び汚泥処理施設）
 - ・月間における運転指標等運転管理の総括的事項
 - ・その他必要事項
- 2) 水質管理計画
 - ・水質試験等の日程等
 - ・その他必要事項
- 3) 保全管理計画
 - ・日常点検、定期点検の日程、内容等
 - ・重点点検機器や箇所
 - ・修繕計画
 - ・発見された不具合に対する対応等の計画
 - ・その他必要事項
- 4) 脱水汚泥及びし渣・沈砂搬出計画
 - ・脱水汚泥及びし渣・沈砂搬出の日程及び想定量
 - ・その他必要事項

(4) 要修繕設備一覧

保安全管理における点検結果を基に、翌年度以降に修繕が必要と考えられる設備等に関し、以下の内容を含む一覧を作成すること。

- ・対象施設
- ・修繕理由
- ・修繕概要
- ・概算修繕費 等

なお、令和4年度分の修繕計画は、市が策定する。

2. 業務報告書等

表 3-2 業務報告書等の構成

名称		対象期間	提出期限
業務報告書	年間業務報告書	1年間	翌年度4月末日
	月間業務報告書	1か月間	翌月10日まで
	業務日報	1日	市の指示があった場合
修繕報告書		修繕対応時	業務完了から14日以内

(1) 年間業務報告書

以下の内容を記載した当該年に係る年間業務報告書を提出すること。

- ・運転管理に関する報告
- ・分析に関する報告
- ・保安全管理に関する報告
- ・脱水汚泥及びし渣・沈砂搬出の日程及び実績値の報告
- ・安全管理に関する報告
- ・緊急時・災害時の対応に関する報告
- ・その他必要なもの

(2) 月間業務報告書

以下の内容を記載した当該月に係る月間業務報告書を提出すること。

- ・運転管理に関する報告
- ・分析に関する報告
- ・保安全管理に関する報告
- ・脱水汚泥及びし渣・沈砂搬出の日程及び実績値の報告
- ・その他必要なもの

(3) 業務日報

以下の内容を記載した日々の業務日報を毎日作成・管理し、市の指示があった場合には、速やかに提出すること。

- ・ 運転管理に関する報告
- ・ 保全管理に関する報告
- ・ その他必要なもの

(4) 修繕報告書

事業者は、計画的に実施した修繕業務及び不測の事態により発生した設備の不具合の解消のために実施した修繕業務について、以下の内容を記載した修繕報告書を提出すること。

- ・ 修繕対応の基本情報（修繕箇所、実施日時、修繕概要等）
- ・ 修繕前後の写真
- ・ 請求書
- ・ その他必要なもの

3. 緊急時・災害時対応支援マニュアル

事業者は、緊急時・災害時において汚水が停止するような機器の重大な故障が生じた場合における対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時・災害時対応支援マニュアルを策定し、市の承認を得なければならない。

表 3-3 緊急時・災害時対応支援マニュアルの提出期限

名称	提出期限
緊急時・災害時対応支援マニュアル	事業開始の 30 日前

第4章 運転管理業務に係る要求水準

1. 運転操作及び監視業務

事業者は、業務実施計画の内容に従い、放流水質及び脱水汚泥に関する基準を順守し、対象施設の運転、操作、制御及び監視の業務を行う。運転状況を常に把握し、また設備等の異常発見に努め、警報発報時には速やかに対応すること。

また、事業者は対象施設において発生した廃棄物に対し、別紙2に示す業務を行うこと。

(1) 各種基準

1) 放流水質に関する基準

放流水質に関する要求水準は、以下のとおりとする。

① 通常運転時

本事業の通常運転時放流水質は、事業者の事業提案により決定することとしているが、上限となる遵守基準は以下のとおりとする。ただし、事業者は硝化促進運転を心掛け、水質向上に最大限努力しなければならない。

<遵守基準>

表 4-1 通常運転時放流水質（日平均：mg/L）

項目	BOD	SS	COD	T-N	T-P
遵守基準	15 以下	40 以下	16 以下	18 以下	3 以下

② 季別運転時

事業者は市の指示のもと、以下の季別運転を実施する。

- ・硝化抑制期間 : 市が指示する期間（例年 12 月から 3 月まで）
- ・回復期間 : 硝化抑制期間終了後 2 ヶ月間（例年 4 月から 5 月まで）

季別運転時に事業者は、通常運転時の遵守基準のうち、T-N、T-P の値を以下の数値に近づける硝化抑制運転に努めなければならない。

<数値目標>

表 4-2 季別運転時放流水質（日平均：mg/L）

項目	T-N	T-P
数値目標	18	3

2) 脱水汚泥に関する基準

以下に脱水汚泥に関する遵守基準を示す。

<遵守基準>

表 4-3 脱水ケーキ含水率 (Wt%)

項目	脱水ケーキ含水率 (Wt%)
遵守基準	83 以下

(2) 運転管理者の配置等

事業者は、自らが作成した業務実施計画に基づき、24 時間常駐管理で対象施設の運転管理を行うこと。

(3) 雨天時の雨水ゲート等の対応

時間降雨量 15mm 以上、境崎放流管バイパススクリーン水位計の異常高水位の確認もしくは市が指示した場合に、雨水排水施設の稼働、扉門の開閉、し渣揚げ、し渣の収集運搬を対処すること。

出動態勢は、降雨量、境崎放流管バイパススクリーン水位の異常レベル確認後、30 分以内に常時 2 名以上出動すること。また、扉門のし渣揚げ、開閉箇所は別紙 7 を参照すること。

(4) 重故障時における対応

夜間・休日等に汚水処理が停止するような機器の重故障が発生した際には、30 分以内に荒尾市大島浄化センターに 2 名以上が出勤し、現場確認、原因追及及び応急復旧を行うこと。

2. 水質試験業務

事業者は、維持管理に必要な水質試験等を行う。なお、桜山浄化センター及び八幡台浄化センターから持ち込まれる試料についても、同様に行うこと。

下記の水質試験業務で実施する試験項目及び頻度等については別紙 3 のとおりとする。なお、別紙 4 に示す水質試験用機器は市より貸与する。

- ・日常水質試験、汚泥試験
- ・通日試験
- ・異常発生時における水質分析

3. 物品調達管理業務

事業者は、要求水準を満たすことを目的として、本事業の実施に必要となるユーティリティ等の調達及び管理を行う。

なお、過去6年間に使用した薬品、電力量及び重油使用量は、別紙5に示すとおりである。

第5章 保全管理業務に係る要求水準

1. 保守点検業務

事業者は、施設の機能・性能の維持及びライフサイクルコストの最小化を目的として、業務実施計画の内容に従い、日常点検、定期点検、法定点検、臨時点検を行う。なお、具体的な点検対象施設・設備の項目、内容は以下のとおりとし、頻度等については事業者提案のうえ、市と協議し決定する。

- ・施設、設備及び機器の下表に記載する点検、諸記録（自家用電気工作物保安管理については、別紙6参照。また、雨水ゲート等については、別紙7参照）
- ・施設、設備及び機器の消耗品の交換・調整、オイル交換等

表 5-1 各種点検内容

点検項目	内容	備考
日常点検	運転状態の各種設備の予防保全を目的に行い、目視など五感による観察等により、異常を発見した場合はその都度市に報告し、その指示に従って処置し、経過を記録して報告しなければならない。	点検の結果、通常の運用に支障が生じるような異常を発見した場合には、速やかにその状況を市に報告し、その対応を協議しなければならない。
定期点検	各種設備の損傷、腐食及び摩耗状態を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等の期間を定めて行うものとし、測定、調整、分解清掃等の結果を写真及び測定記録を添付のうえ、市に報告しなければならない。	
法定点検	法の定めに従い検査点検を行うもの。酸欠測定器、空気呼吸器等機器の定期自主点検は、法の定めに従い行うものとする。 点検に伴う調整、給油、消耗品の交換、補充及び清掃は、常に各種設備が正常に稼働するよう努め、必要に応じて作業確認等を行わなければならない。	
臨時点検	日常、定期及び法定点検以外に行う臨時的な点検であり、警報等設備の異常に対して状況を確認するために必要の都度行うものとする。	

2. 法定検査

事業者は、下表に示す法定検査を始めとして、関係法令で定められている法定検査を対象施設に対し適切に行うこととする。

表 5-2 必要な法定検査一覧表

名称	規格
処理水法定検査	24 回/年 × 5 年
ダイオキシン類検査	1 回/年 × 5 年
消防設備法定検査	2 回/年 × 5 年
電気設備法定検査 (月例・年次)	12 回/年 × 5 年
第二種圧力容器定期自主検査	1 回/年 × 5 年

3. 修繕業務

事業者は、施設の機能・性能の維持及びライフサイクルコストの最小化を目的として、業務実施計画書等の内容に従い、本事業期間中、次の条件に基づき、修繕を行う。

(1) 修繕業務の範囲について

事業者は、保守点検結果に基づき、翌年度以降に必要と考えられる修繕の内容を、第3章1(4)で示す要修繕設備一覧として、毎年度8月末日までに市に提出すること。その後、事業者は、要修繕設備一覧に基づき、事業者が実施すべき修繕業務の内容を市と協議のうえ決定し、当該内容について翌年度の年間業務実施計画書に当該年度の修繕計画として記載すること。また、不測の事態により発生した設備の不具合の解消に対する修繕も業務の対象とする。

なお、修繕業務の実施に際しては、必ず事前に市と協議を行い、内容等について合意を得ることとする。

(2) 上限額について

事業者が行う修繕業務は年間3千万円を目安とし、個別の修繕業務に上限額は設定しない。なお、修繕業務に係る費用は四半期ごとの精算とし、精算対象は市に修繕報告書が提出されている修繕とする。

4. 施設情報システムへの入力業務

対象施設の保全管理に係る業務報告（定期点検、法定点検、臨時点検及び修繕結果）は、市が有する施設情報システムに入力すること。なお、市が有する施設情報システムは、下記のとおりである。

■ 施設情報システム：SkyScraper FC

（概要は URL：https://www.njs.co.jp/software/pdf/SS_FCjp170710.pdf 参照）

また、事業者は、市が指定する資産単位で異常の有無や状態等について必要な情報を取りまとめ、市が実施するストックマネジメント計画業務へ引き継ぐ情報を提供すること。

第6章 緊急時・災害時対応業務に係る要求水準

事業者は、緊急時・災害時に備え、従業員を緊急招集できる体制を確立したうえで、緊急時・災害時対応支援マニュアルの内容に沿って、以下の対応を行うこと。

ただし、事業者は、災害等により人命を優先とする緊急事態が発生した場合は、速やかに安全な場所に避難しなければならない。

なお、緊急時・災害時対応には、地元企業等の協力を得ることを可能とする。

1. 緊急時対応業務

緊急時には、ただちに市に報告するとともに、緊急時・災害時対応支援マニュアルに従い、速やかに従業員を所定の場所に配置し、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるよう対策を講ずるものとする。

2. 災害時対応支援業務

災害時には、市が設置する災害対策本部の指示及び緊急時・災害時対応支援マニュアルに従い、速やかに従業員を所定の場所に配置するとともに、市の指示に従い応急措置を講ずるものとする。

第7章 対象施設の機能等の確認及び引継業務に係る要求水準

1. 事業開始前の対象施設の機能等の確認

事業引継ぎ期間において、市及び事業者は、双方立会いのもと、対象施設について次の機能等の確認を行う。事業者は、事業開始の2か月前までに確認すべき事項を市と協議のうえ定めること。

- ・対象施設を継続して使用することに支障のない状態であること。
- ・対象施設の主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。
- ・対象施設の設備が設置当初の基本的な性能（処理能力等、計測可能なもの）を満たしていること。

2. 事業終了時の対象施設の機能等の確認

(1) 対象施設の機能等の確認

事業期間終了時、原則として、契約終了日の6か月前から1か月前までの間に、市及び事業者は、双方立会いのもと、対象施設について次の機能等の確認を行う。ただし、継続使用に支障のない通常の経年変化による劣化、汚損、能力低下等を除く。

- ・対象施設を継続して使用することに支障のない状態であること。
- ・対象施設の主要な部分に破損がなく、良好な状態であること。

(2) 施設機能確認報告書の提出

事業者は前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から14日以内に市に提出し、市の確認を受けること。

3. 事業の引継業務

事業者は、後任事業者決定後、又は業務不履行等により契約を解除された場合には、後任事業者に対して事業の引継ぎを行うこと。

第8章 その他業務に係る要求水準

1. 清掃

事業者は、施設内の床面洗浄、ワックス清掃、窓ガラス清掃等及び場内の除草、樹木の手入れ作業、大島区民館の簡易トイレの清掃を定期的に行い、安全や美観を保つこと。ただし、施設の除草に関しては、年に3回以上行うこととする。(別紙8参照)

2. 施設見学者への案内に関する業務

事業者は、来場した施設見学者への案内を補助すること。

3. インターンシップ実習生への実習内容の指導業務

事業者は、インターンシップ実習生への実習内容の指導を行うこと。

4. 上下水道展等のイベントへの人員協力業務

事業者は、上下水道展等のイベントに対し、人員協力し、イベント開催を補助すること。

5. 海洋調査補助業務

事業者は、12月と3月に市が行う海洋調査について、採水を補助し、水質試験を行うこと。

別紙 1 対象施設の詳細

本業務の対象施設は、以下のとおりである。

■ 荒尾市大島浄化センター・併設雨水ポンプ場

設備名		内容	
沈砂池設備	2池	粗目スクリーン 自動除塵機設備 揚砂設備 しき洗浄設備 沈砂洗浄設備	
主ポンプ設備	4台	2号汚水ポンプ 15.5m ³ /分 1台 3号汚水ポンプ 3.5m ³ /分 1台 4号汚水ポンプ 9.5m ³ /分 1台 5号汚水ポンプ 9.5m ³ /分 1台	
最初沈殿池設備	2系列 4池	チェーンフライト式汚泥掻寄機	
反応槽設備	3系列	1, 2, 3系 前段 水中攪拌方式 後段 全面曝気	
最終沈殿池設備	3系列 6池	チェーンフライト式汚泥掻寄機	
消毒設備	1式	紫外線消毒設備	開水路垂直設置型
送風機設備	3台 1台 1台	ルーツプロア5台	送風量 24Nm ³ /分 ×45kw 送風量 50Nm ³ /分 ×90kw 送風量 15Nm ³ /分 ×22kw
水処理電気設備	1式		
汚泥濃縮設備	1式	ベルト型ろ過濃縮設備 ベルト巾1.5m 30m ³ /h	
汚泥消化タンク設備	2槽 1基 1基	嫌気性加温式2段消化設備(加温設備なし) 消化タンク φ13m(内径) H=8.8m 乾式ガスホルダー φ5.8m×高6.18 容量100m ³ /槽 脱硫設備(乾式脱硫器)	
汚泥脱水設備	1台 1台	遠心脱水機 7m ³ /時 スクリープレス脱水機 130kg-DS/時	
汚泥処理棟受変電等電気設備	1式		
管理棟設備	1式		
中央監視室設備	1式		
脱臭設備	1式 " "	沈砂池脱臭設備 汚泥棟脱臭設備 水処理脱臭設備	
雨水沈砂設備	1式 " " " " " "	雨水放水ゲート 雨水流入ゲート 雨水吐口ゲート 簡易除塵機設備 自動除塵機設備 雨水流出ゲート ホッパー設備	
地下タンク設備	1式	地下タンク設備	
雨水ポンプ設備	1台 1台 2台	立軸斜流ポンプ モーター直結 揚水量: 34m ³ /分	電動機出力: 45kw 電動機出力: 75kw 出力: 310PS
雨水棟受変電等電気設備	1式		
クレーン設備	1式		
用水設備	1式		
自家発電機設備	2台	300KVA/台	
放流渠	1式		
放流口攪拌機	1式	11kw×7.7m ³ /分	
その他関連設備	1式		

■雨水ポンプ場

設備名		内容	
大島 雨水 ポンプ 場	流入渠	1式	流入ゲート設備
	雨水棟	1式	鉄筋コンクリート造り
	沈砂設備	1式	自動除塵機設備
	吐出槽	1式	フラップゲート
	地下タンク	1式	地下タンク設備
	主ポンプ室	2台	立軸斜流ポンプ ディーゼルエンジン掛 揚水量:90m ³ /分 出力:130PS
	自家用発電機設備	1式	
	受変電等電気設備	1式	
	遠方操作監視盤	1式	
	その他関連設備	1式	
西原 雨水 ポンプ 場	流入渠		流入ゲート設備
	雨水棟		鉄筋コンクリート造り
	沈砂設備	2池	自動除塵機設備
	吐出槽		フラップゲート
	地下タンク		地下タンク設備
	主ポンプ室	2台	立軸斜流ポンプ ディーゼルエンジン掛 揚水量:47m ³ /分 出力:115PS
	自家用発電機設備	1式	
	受変電等電気設備	1式	
	遠方操作監視盤	1式	
	その他関連設備	1式	

■雨水ゲート

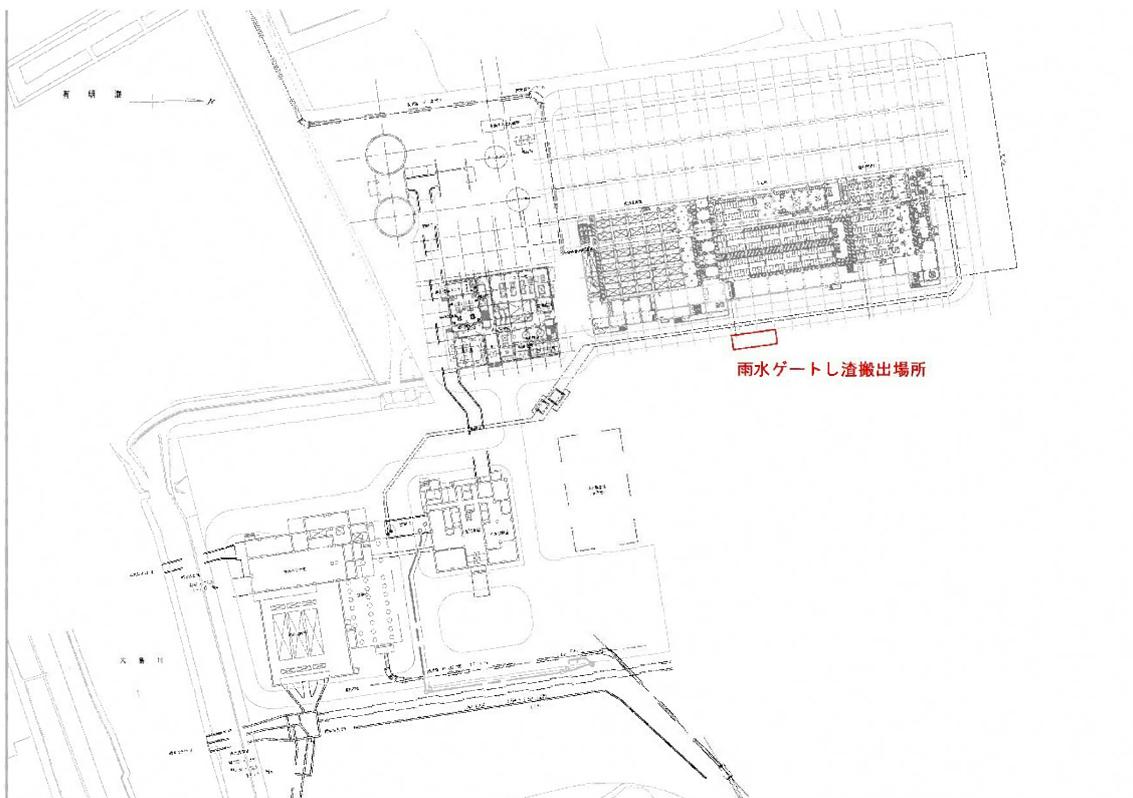
設 備 名		内 容
原万田1号扉門		自動転倒ゲート
原万田2号扉門		手動巻き上げゲート
日の出1号スクリーン		スクリーン
日の出3号扉門		自動転倒ゲート
境崎放流管バイパススクリーン		スクリーン
境崎放流管1号扉門		スクリーン
大島受堤扉門		手動巻き上げゲート
南新地扉門		手動巻き上げゲート フラップゲート
大平雨水ゲート	流入ゲート	ローラーゲート一式 転倒ゲート一式
	吐出ゲート	フラップゲート一式 ローラーゲート一式
宮内出目扉門		フラップゲート
宮内出目2号扉門		電動スライドゲート
磯山扉門		手動巻き上げゲート フラップゲート
上小路放流扉門		フラップゲート
上小路雨水ゲート1号		自動スライドゲート
上小路雨水ゲート2号	流入ゲート設備	スライドゲート設備(バイパス含) スクリーン
	自動除塵機設備	自動除塵機設備
	吐出ゲート設備	吐出フラップゲート設備 スライドゲート設備
上磯雨水ゲート		手動巻き上げゲート フラップゲート
市屋扉門		NO.1・2手動巻き上げゲート NO.1・2フラップゲート
北増永扉門		フラップゲート
向一部扉門		フラップゲート
猫宮扉門		手動巻き上げゲート
蔵満1号扉門		手動巻き上げゲート フラップゲート
蔵満2号扉門		フラップゲート
牛水上1号扉門		フラップゲート
牛水上2号扉門		手動巻き上げゲート フラップゲート

別紙2 廃棄物の発生場所と種類

本事業における廃棄物の発生場所と種類を以下に示す。

別表 2-1 廃棄物発生場所と種類一覧表

廃棄物	発生場所	廃棄物の種類	事業者の業務
① 流入し渣・沈砂	汚水ポンプ棟	一般廃棄物	発生場所より収集し、処分
② 最初沈殿池スカム	汚水ポンプ棟	産業廃棄物	発生場所より収集し、処分
③ 雨水ゲートし渣	別紙7参照	一般廃棄物	発生場所にて収集し、仮置き場(下図参照)で乾燥後、処分
④ 脱水汚泥	汚泥棟	産業廃棄物	積込補助
⑤ 廃油	汚泥棟	産業廃棄物	発生場所より収集し、処分
⑥ 廃液	水質試験室	産業廃棄物	発生場所より収集し、処分



別図 2-1 雨水ゲートし渣搬出先図

別紙3 一般水質試験項目

一般水質試験項目は、以下のとおりである。

別表 3-1 一般水質試験総括表（水処理関係）

試験	項目	大島浄化センター											桜山浄化センター*		八幡台浄化センター	
		流入	初沈出口	No.1反応槽	No.1返送	No.2反応槽	No.2返送	No.3反応槽	No.3返送	No.1終沈	No.3終沈	放流	流入	放流	流入	放流
日常試験	水温	3回/週	-	3回/週	-	3回/週	-	3回/週	-	-	-	3回/週	-	-	-	-
	透視度	5回/週	5回/週	-	-	-	-	-	-	-	-	毎日	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	pH	5回/週	5回/週	5回/週	-	5回/週	-	5回/週	-	-	-	毎日	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	COD _{アルカリ}	3回/週	3回/週	-	-	-	-	-	-	-	-	3回/週	-	-	-	-
	SS	3回/週	3回/週	3回/週	-	3回/週	-	3回/週	-	-	-	3回/週	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	SV	-	-	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	-	-	-
	DO	-	-	3回/週(1箇所)	-	3回/週(1箇所)	-	3回/週(1箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-
	顕鏡	-	-	5回/週	-	5回/週	-	5回/週	-	-	-	-	-	-	-	-
	窒素簡易測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	毎日	-	-	-	-
精密試験	外観	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	臭気	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	pH	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	BOD	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	COD _{mn}	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	SS	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	大腸菌群数	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	リン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	nヘキサン(鉱油)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	nヘキサン(動植物油)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	フェノール類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	MBAS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	シアン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	フッ素イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	銅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	亜鉛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	溶解性鉄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	溶解性マンガン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	全クロム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	ホムカム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	有機リン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	鉛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	六価クロム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	ヒ素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	総水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
チラウム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
セレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
ほう素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	2回/月	-	2回/月	
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	1回/年	-	-	
中試験	有機性窒素	1回/月	1回/月	-	-	-	-	-	-	1回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	アンモニア性窒素	1回/月	1回/月	-	-	-	-	-	-	1回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	亜硝酸性窒素	1回/月	1回/月	-	-	-	-	-	-	1回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	硝酸性窒素	1回/月	1回/月	-	-	-	-	-	-	1回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
	全リン	1回/月	1回/月	-	-	-	-	-	-	1回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月	2回/月
反応槽試験	MLDO	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	MLSS	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	RSSS	-	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-
	MLVSS	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	RSVSS	-	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-
	COD(溶解性)	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-	-
検鏡	-	-	6回/年	-	6回/年	-	6回/年	-	-	-	-	-	-	-	-	

※荒尾市桜山浄化センターの水質分析は、令和4年度のみとする。

別表 3-2 一般水質試験総括表（汚泥処理関係）

項目		大島浄化センター										桜山浄化センター※1				八幡台浄化センター※2				
試験	測定	初沈引抜汚泥	余剰汚泥	機械濃縮汚泥	No.1消化汚泥	No.2消化汚泥	脱水供給汚泥	脱水ろ液	機械濃縮ろ液	脱水ケーキ	No.1消化ガス	余剰汚泥	濃縮汚泥	消化汚泥	脱水ケーキ	余剰汚泥	濃縮汚泥	消化汚泥	脱水ケーキ	
汚泥試験	温度	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	pH	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	SS	2回/月	-	-	-	-	2回/月	2回/月	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	COD	-	-	-	-	-	-	2回/月	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蒸発残留物	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週	2回/月	-	-	-	-	2回/月	2回/月	2回/月	-	2回/月	2回/月	2回/月	-	
	強熱残留物	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	-	-	2回/月	-	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
	強熱減量	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	-	-	2回/月	-	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
	アルカ度	-	-	-	2回/月	2回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脱水ケーキ含水率	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/月	-	-	-	-	-	2回/月	-	-	-	2回/月	
消化槽	メタンガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚泥含有	水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	カドミウム	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	クロム	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	ヒ素	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	鉛	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	ニッケル	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
汚泥溶出	アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	有機リン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	ヒ素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	シアン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	PCB	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
	チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年	
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年		
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年		
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年		
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	-	1回/年	-	-	-	1回/年		

※1 荒尾市桜山浄化センターの汚泥分析は、令和4年度のみとする。

※2 荒尾市八幡台浄化センターの汚泥含有試験は、令和4年度のみ12回/年とし、令和5年度以降は1回/年とする。

別紙4 市からの貸与品

水質試験機器のうち、市から貸与する機器は以下のとおりである。

別表 4-1 市からの貸与品一覧（水質試験機器）

物品名	規格・寸法・製造者	物品名	規格・寸法・製造者	物品名	規格・寸法・製造者
ポータブルサンプラー(流入)	3700	ウォーターバス	LB-260	ECメーター	CN-21P
ポータブルサンプラー(初沈)	3700	ウォーターバス	LB-260	分光光度計	V-630
ポータブルサンプラー(予備)	3700	ガススタンド	KJ-120S	分光光度計バキューム	NQF-720
ポータブルサンプラー(予備)	3700	ガス給湯器	RUS-V550D	pH計	HM-30G
蒸留水製造装置	RFD240NA	遠心分離器	H-103N1	アンモニウムイオン計	17395
スターラー	SRS316AA	真空ポンプ	BSW-100	迅速水質分析計	DR/890
スターラー	CT-5A	SSろ過器	—	キャリアー	ASONE
ピペットワッシャー	P-2	ホットプレート	HK-21	キャリアー	ASONE
乾熱滅菌器	MOV-112S	超音波洗浄機	UT-30A	可燃性ガス濃度計	XP3110
送風定温乾燥器	FC-62	シェーカー	MW-DR	アンモニウムメーター	TiN-9001
送風定温乾燥器	FC-62	高圧蒸気滅菌器	HV-50	ポータブルマルチ水質計	NM41
電気炉	MFP-400N	記録計(ガスクロ用)	R2-101C	高濃度ガス検査装置(メタン測定)	XP3140
薬用保冷库	MPR-411F	コンプレッサー	SC-72	蒸留装置	EHP-382-6EL
電気加熱装置	P-26-4EL	洗浄槽	サンボックス #200	電子天秤	ME104
ジャーテスター	JMD-6	洗浄槽	サンボックス #200	デジタル計り	CS-10kWp
インキュベーター	FI-310	デシケーター	A-2型	ノートパソコン	VJ24LF-H
インキュベーター	MIR-154	デシケーター	A-3型		
顕微鏡	BH-2	デシケーター	IUCHI		
CCDカメラ	TM型	デシケーター	IUCHI		
15インチ液晶テレビ	GMV15-RG	電子天秤	FX-2200i		

また、現場作業に使用する機器のうち、以下の機器は市から貸与する。

別表 4-2 市からの貸与品一覧（現場作業使用機器）

物品名	規格・寸法・製造者	物品名	規格・寸法・製造者
水中ポンプ	200V (CN80) 0.8m3/min	パソコン	HP COMPAQ 6000
水中ポンプ	200V (50PU2.75) 0.2m3/min	ノートパソコン(端末機用)	HR ProBook 4530s
水中ポンプ	100V (PZ-650) 270L/min	業務用端末機	RZ-1502A
水中ポンプ	200V (S6-3700N) 0.2m3/min	業務用端末機	RZ-1502A
水中ポンプ	200V(50PN21.5-62)	業務用端末機	RZ-1502A
水中ポンプ	200V CV100 1.2m3/min	送排風機	HD-30
ラバレックスポンプ	200V 2.2kw(MF-50S-A2) 350L/min	送排風機	HD-30
電気ドリル	—	有害ガス検知器	XP-302 II
ガス溶接機	酸素ボンベ MLC 59393 アセチレンボンベ KAE 43773	ガス検知器	GV-100
パレットトラック	BM25M	エアコンプレッサー	SD-1525
パレット	D4-1012-2	スプレーガン	W-101-151S
パレット	D4-1012-2	防音型エンジン発電機	DCA-25ESK 25.0kVA
外線電話/交換機	TD615(W) Agrea HM700 II	クランプメーター	TYPE2063
無線電話機(親機)	親機 GX5550UCAT	回転計	TYPE2607
無線電話機(子機)中央	子機 VX-581UCAT	デジタル振動計	VB-8200
無線電話機(子機)1	子機 VX-581UCAT	クランプオンハイスタ	3280-10
無線電話機(子機)2	子機 VX-581UCAT	デジタル放射温度計	FL-20
無線電話機(子機)3	子機 VX-581UCAT	騒音計	TYPE3604
無線電話機(子機)4	子機 VX-581UCAT		
無線電話機(子機)事務所	子機 VX-581UCAT		

別紙5 薬品、電力量及び重油使用量実績

過去6年間に使用した薬品、電力量及び重油使用量は、下表に示すとおりである。

別表5-1 過去6年間の薬品、電力量及び重油使用量実績

ユーティリティ項目				単位	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	
薬品	濃縮機	粉末	TC-390R	kg	2,463	2,487	3,305	3,468	3,060	3,152	
	ベルトプレス脱水機	粉末	MP-173A	kg	1,506	-	-	-	-	-	
	遠心脱水機	粉末	TC-391P	kg	-	609	2,626	2,675	1,865	2,339	
		液体	TC-86L	kg	-	488	2,101	2,108	1,457	1,872	
	スクリュープレス脱水機	粉末	TC-391P	kg	3,576	4,141	675	485	1,619	668	
		液体	TC-86L	kg	1,977	2,632	497	408	928	406	
	ポリ硫酸第二鉄			kg	-	6,372	14,020	12,739	13,445	13,930	
	脱水機洗浄剤	クリダインF-110			kg	業者修繕時の余りを使用。			40	50	90
	脱硫剤	リモックス			kg	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	再生活性炭	エバダイヤAG-100			kg	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	1,400
	水質試験用試薬				円	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	220,000
	A重油使用総量				L	2,106	2,453	1,049	1,292	1,314	6,267

項目	単位	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	
高圧	使用量	kW	2,596,428	2,688,168	2,617,206	2,572,476	2,314,619	2,271,895
	金額	円	39,831,390	37,026,133	39,434,494	41,609,432	38,512,151	36,094,735
		(税込み)				(減免2,502,279含む)	(減免2,705,884含む)	
低圧	使用量	kW	59,135	59,604	56,893	57,753	58,866	63,002
	金額	円	2,197,888	2,127,673	2,167,142	2,253,191	2,231,967	2,426,297
		(税込み)						

※ H27 までは産業用季特別電力A、H28 以降は産業用季特別電力B。

※ 高分子凝集剤（液体）については、液体中に含まれる固形分40%の値を記載。

また、次頁にポリ硫酸第二鉄注入による硫化水素濃度測定値の推移を示す。

別表 5-2 硫化水素測定値（平成 29 年度～令和 2 年度）

日付	曜日	硫化水素測定		備考	日付	曜日	硫化水素測定		備考	日付	曜日	硫化水素測定		備考	日付	曜日	硫化水素測定		備考
		No.1 消化槽 出側	脱硫塔 出側				No.1 消化槽 出側	脱硫塔 出側				No.1 消化槽 出側	脱硫塔 出側				No.1 消化槽 出側	脱硫塔 出側	
		ppm					ppm					ppm					ppm		
H29.4.3	月	3,200	0		H30.4.2	月	4,000	0		H31.4.1	月	400	0		R2.4.6	月	200	0	
H29.4.10	月	3,400	0		H30.4.9	月	4,000	0		H31.4.8	月	500	0		R2.4.13	月	100	0	
H29.4.17	月	2,800	0		H30.4.16	月	4,000	0		H31.4.15	月	600	0		R2.4.20	月	600	0	
H29.4.24	月	3,000	0		H30.4.23	月	4,000	0		H31.4.22	月	500	0		R2.4.27	月	600	0	
H29.5.1	月	3,000	0		H30.4.30	月	4,000	10		R1.5.6	月	500	0		R2.5.4	月	100	0	
H29.5.8	月	2,800	0		H30.5.7	月	4,000	60		R1.5.13	月	600	0		R2.5.11	月	200	0	
H29.5.15	月	3,100	80		H30.5.14	月	4,000	90		R1.5.20	月	500	0		R2.5.18	月	180	0	
H29.5.22	月	3,200	40	5/26 ←脱硫剤 交換	H30.5.21	月	4,000	500	5/28 ←脱硫剤 交換	R1.5.27	月	400	0		R2.5.25	月	200	0	
H29.5.29	月	3,000	0		H30.5.28	月	4,000	0		R1.6.3	月	400	0		R2.6.1	月	220	0	
H29.6.5	月	3,000	0		H30.6.4	月	3,200	0		R1.6.10	月	200	0		R2.6.8	月	220	0	
H29.6.12	月	3,800	0		H30.6.11	月	3,000	0		R1.6.17	月	200	0	6/27 ←脱硫剤 交換	R2.6.15	月	240	0	6/23 ←脱硫剤 交換
H29.6.19	月	3,200	0		H30.6.18	月	1,000	0		R1.6.24	月	300	0		R2.6.22	月	240	0	
H29.6.26	月	3,200	0		H30.6.25	月	1,100	0		R1.7.1	月	400	0		R2.6.29	月	240	0	
H29.7.3	月	1,800	0		H30.7.2	月	900	0		R1.7.8	月	200	0		R2.7.6	月	200	0	
H29.7.10	月	1,400	15		H30.7.9	月	600	0		R1.7.15	月	700	0		R2.7.13	月	180	0	
H29.7.17	月	1,400	40		H30.7.16	月	600	0		R1.7.22	月	300	0		R2.7.20	月	240	0	
H29.7.24	月	1,000	15		H30.7.23	月	600	0		R1.7.29	月	300	0		R2.7.27	月	120	0	
H29.7.31	月	1,600	95		H30.7.30	月	700	0		R1.8.5	月	200	0		R2.8.3	月	120	0	
H29.8.7	月	1,800	300		H30.8.6	月	1,200	0		R1.8.12	月	200	0		R2.8.10	月	120	0	
H29.8.14	月	2,800	300	8/17 ←脱硫剤 交換	H30.8.13	月	800	0		R1.8.19	月	200	0		R2.8.17	月	200	0	
H29.8.21	月	2,800	0		H30.8.20	月	500	0		R1.8.26	月	200	0		R2.8.24	月	180	0	
H29.8.28	月	2,000	0		H30.8.27	月	600	5		R1.9.2	月	150	0		R2.8.31	月	160	0	
H29.9.4	月	2,500	0		H30.9.3	月	1,300	25		R1.9.9	月	100	0		R2.9.7	月	240	0	
H29.9.11	月	2,100	0		H30.9.10	月	1,100	100		R1.9.16	月	100	0		R2.9.14	月	240	0	9/16 ←脱硫剤 交換
H29.9.18	月	1,200	0		H30.9.17	月	1,300	200	9/26 ←脱硫剤 交換	R1.9.23	月	100	0		R2.9.21	月	220	0	
H29.9.25	月	1,200	0		H30.9.24	月	1,200	200		R1.9.30	月	70	0		R2.9.28	月	120	0	
H29.10.2	月	1,200	0		H30.10.1	月	800	0		R1.10.7	月	90	0	10/16 ←脱硫剤 交換	R2.10.5	月	200	0	
H29.10.9	月	1,600	0		H30.10.8	月	700	0		R1.10.14	月	120	0		R2.10.12	月	200	0	
H29.10.16	月	1,300	0		H30.10.15	月	600	0		R1.10.21	月	200	0		R2.10.19	月	240	0	
H29.10.23	月	1,200	0		H30.10.22	月	1,000	0		R1.10.29	火	80	0		R2.10.26	月	240	0	
H29.10.30	月	900	0		H30.10.29	月	750	0		R1.11.4	月	150	0		R2.11.2	月	240	0	
H29.11.6	月	600	5		H30.11.5	月	1,000	0		R1.11.11	月	400	0		R2.11.9	月	240	0	
H29.11.13	月	600	0		H30.11.12	月	900	0		R1.11.18	月	200	0		R2.11.16	月	320	0	
H29.11.20	月	500	0	11/22 ←脱硫剤 交換	H30.11.19	月	900	0		R1.11.25	月	150	0		R2.11.23	月	220	0	
H29.11.27	月	400	0		H30.11.26	月	1,200	0		R1.12.2	月	500	0		R2.11.30	月	300	0	
H29.12.6	水	600	5		H30.12.3	月	1,000	0		R1.12.9	月	100	0		R2.12.7	月	100	0	12/8 ←脱硫剤 交換
H29.12.13	水	600	0		H30.12.10	月	900	0		R1.12.16	月	120	0		R2.12.14	月	250	0	
H29.12.20	水	500	0		H30.12.17	月	1,000	0	12/26 ←脱硫剤 交換	R1.12.23	月	100	0		R2.12.21	月	140	0	
H29.12.27	水	400	0		H30.12.24	月	800	0		R1.12.30	月	150	0	1/9 ←脱硫剤 交換	R2.12.28	月	160	0	
H30.1.6	土	600	5		H30.12.31	月	800	0		R2.1.6	月	200	0		R3.1.4	月	225	0	
H30.1.13	土	600	0		H31.1.7	月	900	0		R2.1.13	月	200	0		R3.1.11	月	250	0	
H30.1.20	土	500	0		H31.1.14	月	900	0		R2.1.20	月	120	0		R3.1.18	月	250	0	
H30.1.27	土	400	0		H31.1.21	月	800	0		R2.1.27	月	150	0		R3.1.25	月	200	0	
H30.2.5	月	900	0		H31.1.28	月	800	0		R2.2.3	月	200	0		R3.2.1	月	240	0	
H30.2.12	月	2,100	0		H31.2.4	月	600	0		R2.2.10	月	200	0		R3.2.8	月	250	0	
H30.2.19	月	3,000	0		H31.2.11	月	700	0		R2.2.17	月	300	0		R3.2.15	月	300	0	
H30.2.26	月	3,800	0		H31.2.18	月	800	0		R2.2.24	月	200	0		R3.2.22	月	300	0	2/25 ←脱硫剤 交換
H30.3.5	月	3,800	0		H31.2.25	月	500	0		R2.3.2	月	250	0		R3.3.1	月	300	0	
H30.3.12	月	4,000	0		H31.3.4	月	400	0		R2.3.9	月	200	0	3/25 ←脱硫剤 交換	R3.3.8	月	100	0	
H30.3.19	月	4,000	0	3/20 ←脱硫剤 交換	H31.3.11	月	200	0	3/22 ←脱硫剤 交換	R2.3.16	月	200	0		R3.3.15	月	220	0	
H30.3.26	月	4,000	0		H31.3.18	月	300	0		R2.3.23	月	200	0		R3.3.22	月	180	0	
					H31.3.25	月	600	0		R2.3.30	月	200	0		R3.3.29	月	170	0	

※1 ポリ鉄試験は、平成 28 年 8 月より開始している。

※2 予算や入札の時期等により、ポリ鉄を注入していない時期がある。

<上表におけるポリ鉄無注入期間>

- ・平成 30 年 4 月 12 日 ～ 平成 30 年 5 月 23 日
- ・令和元年 5 月 1 日 ～ 令和元年 5 月 8 日

別紙6 自家用電気工作物保安管理

荒尾市大島浄化センター、大島雨水ポンプ場及び西原雨水ポンプ場において、事業者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務委託について、以下に定める。

1. 契約対象電気工作物の概要

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

(1) 荒尾市大島浄化センター

- ① 事業場の名称 荒尾市大島浄化センター
- ② 事業場の所在地 荒尾市大島町四丁目1番73号
- ③ 需要設備
 - i 設備容量 1, 620 kVA
 - ii 受電電力 753 kW
 - iii 受電電圧 6, 600V
- ④ 非常用予備発電装置
 - i 発電機定格容量 300 kVA×2台
 - ii 発電機定格電圧 6, 600V
 - iii 原動機の種類 ディーゼル発電機

(2) 大島雨水ポンプ場

- ① 事業場の名称 大島雨水ポンプ場
- ② 事業場の所在地 荒尾市大島町南新地1575
- ③ 需要設備
 - i 設備容量 47 kVA
 - ii 受電電力 47 kW
 - iii 受電電圧 110V-220V
- ④ 非常用予備発電装置
 - i 発電機定格容量 80 kVA
 - ii 発電機定格電圧 220V
 - iii 原動機の種類 ディーゼル発電機

(3) 西原雨水ポンプ場

- ① 事業場の名称 西原雨水ポンプ場
- ② 事業場の所在地 荒尾市西原町一丁目18
- ③ 需要設備
 - i 設備容量 39 kVA
 - ii 受電電力 39 kW
 - iii 受電電圧 110V-220V

- ④ 非常用予備発電装置
 - i 発電機定格容量 55kVA
 - ii 発電機定格電圧 220V
 - iii 原動機の種類 ディーゼル発電機

2. 点検の頻度

事業者が定期的に行う点検内容は、保安規定によるものとする。

3. 契約書に明記された者による保安管理業務の実施等

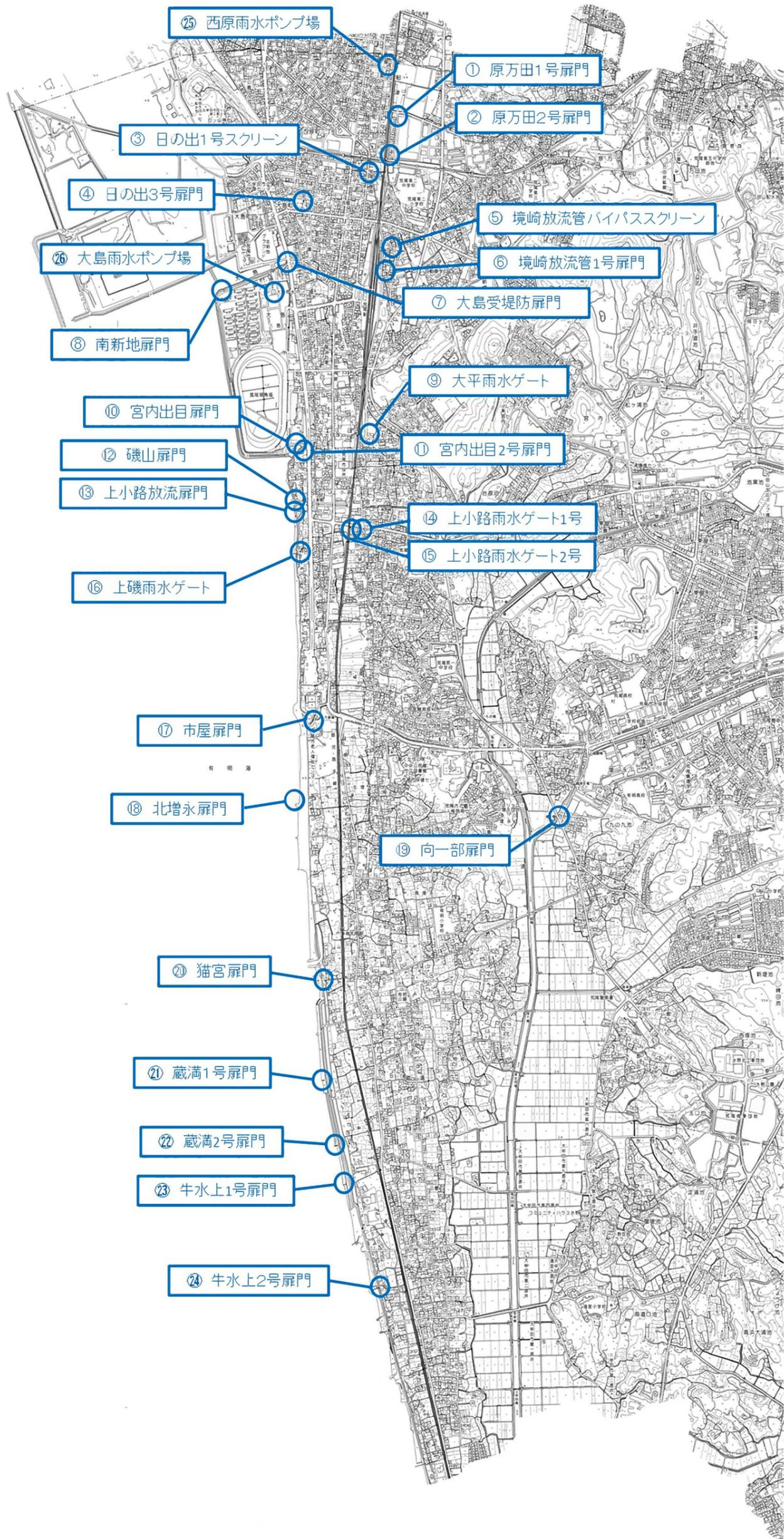
- 事業者は、外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次の（１）から（５）までに掲げる基本原則に従い行う。
 - （１）事業者は、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の①から④までに掲げる自家用電気工作物であって、事業者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が事業者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。
 - ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の i から v までのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - i 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ii 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - iii 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - iv 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - v 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
 - ② 設置場所の特殊性のため、事業者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の i から v までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - i 立入に危険を伴う場所
 - ii 情報管理のため立入が制限される場所
 - iii 衛生管理のため立入が制限される場所
 - iv 機密管理のため立入が制限される場所
 - v 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
 - ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (2) 市は、事業場において事業者の保安業務担当者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された者であることを確認する。このため、事業者の保安業務担当者が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された者であることを市に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 市は、保安管理業務の結果について事業者から報告を受け、その記録及び当該業務実施者の氏名を確認及び保存する。
- (4) 事業者は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、日常、週間、月例点検（電気事業法施行規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）を行う。
- (5) 事業者は、工事期間中の点検、日常点検、週間点検、月例点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を市に指示又は助言する。
- 事業者は各点検を、保安規定別表に従って行う。
 - 事業者は、工事期間中は外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。
 - 事業者は、事故・故障発生時に、次の（1）から（4）までに掲げる処置を行う。
- (1) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を市又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
- (2) 事業者は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
- (3) 事故・故障の原因が判明した場合は、事業者は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、市に指示又は助言を行う。
- (4) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、事業者は市に対し、事故報告するよう指示を行う。

別紙 7 雨水ゲート等の点検対象施設

	設 備 名	保守点検	巡回点検及びし渣収集、 運搬箇所	雨天時し渣揚げ、 開閉箇所
		1回以上/年	3回以上/年	降水量15mm/時以上 または異常高水位確認時
1	原万田1号扉門	●		●
2	原万田2号扉門	●		●
3	日の出1号スクリーン	●	●	●
4	日の出3号扉門	●		●
5	境崎放流管バイパススクリーン	●	●	●
6	境崎放流管1号扉門	●	●	●
7	大島受堤扉門	●		
8	南新地扉門	●	●	●
9	大平雨水ゲート	●	●	●
10	宮内出目扉門	●		
11	宮内出目2号扉門	●		
12	磯山扉門	●	●	●
13	上小路放流扉門	●	●	●
14	上小路雨水ゲート1号	●		
15	上小路雨水ゲート2号	●		
16	上磯雨水ゲート	●		
17	市屋扉門	●		
18	北増永扉門	●		
19	向一部扉門	●		
20	猫宮扉門	●		
21	蔵満1号扉門	●		
22	蔵満2号扉門	●		
23	牛水上1号扉門	●		
24	牛水上2号扉門	●		
25	西原雨水ポンプ場	3回/月	●	
26	大島雨水ポンプ場	3回/月	●	
27	併設雨水ポンプ場	3回/月		



別紙8 除草範囲

■荒尾市大島浄化センター・併設雨水ポンプ場



■大島雨水ポンプ場



■西原雨水ポンプ場

